

## 様式 1 公表されるべき事項

### 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の役職員の報酬・給与等について

#### 役員報酬等について

##### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

###### 平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

特別手当の額は、国土交通省の独立行政法人評価委員会が行う業務の実績に関する評価の結果を勘案の上、その者の職務実績に応じ、100分の10の範囲内で理事長がこれを増額し、又は減額することができます。

#### 役員報酬基準の改定内容

理事長  
理事長代理  
理事  
監事

当機構は平成17年10月1日に設立され、平成17年度中には役員報酬基準の改定を行っておりません。

##### 2 役員の報酬等の支給状況

| 役名               | 平成17年度年間報酬等の総額 |              |             |                                    | 就任・退任の状況 |  |
|------------------|----------------|--------------|-------------|------------------------------------|----------|--|
|                  | 報酬(給与)         | 賞与           | その他(内容)     | 就任                                 | 退任       |  |
| 理事長<br>(6/12人)   | 千円<br>9,296    | 千円<br>7,356  | 千円<br>996   | 千円<br>882 (特別調整手当)<br>62 (通勤手当)    | 10月1日1人  |  |
| 理事長代理<br>(6/12人) | 千円<br>7,657    | 千円<br>6,042  | 千円<br>818   | 千円<br>725 (特別調整手当)<br>72 (通勤手当)    | 10月1日1人  |  |
| 理事<br>(12/12人)   | 千円<br>13,937   | 千円<br>10,932 | 千円<br>1,481 | 千円<br>1,311 (特別調整手当)<br>213 (通勤手当) | 10月1日2人  |  |
| 監事<br>(12/12人)   | 千円<br>14,126   | 千円<br>9,888  | 千円<br>2,902 | 千円<br>1,186 (特別調整手当)<br>150 (通勤手当) | 10月1日2人  |  |

注：当機構は平成17年10月1日に設立された法人であり、設立以降の実績額を記載しております。  
注：「特別調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものです。

##### 3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

| 区分    | 支給額(総額) | 法人での在職期間 | 退職年月日 | 業績勘案率 | 摘要    |
|-------|---------|----------|-------|-------|-------|
| 理事長   | 千円      | 年 月      |       |       | 該当者なし |
| 理事長代理 | 千円      | 年 月      |       |       | 該当者なし |
| 理事    | 千円      | 年 月      |       |       | 該当者なし |
| 監事    | 千円      | 年 月      |       |       | 該当者なし |

## 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### 人件費管理の基本方針

独立行政法人通則法(以下「通則法」といいます。)第30条第1項の規定により、当機構は、中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」といいます。)を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならないとされております。

この中期計画において、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間において、退職手当等を除く人件費について5%以上の削減を行うこととし、現中期目標期間においては、概ね4%を削減することと定めております。

#### 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

通則法第63条第3項の規定により、職員の給与の支給の基準は、当機構の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならないとされております。

また、給与改定については、国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とするよう政府要請を受けております。(17.9.28閣議決定)

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

通則法第63条第1項の規定により、職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならないとされております。

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

| 給与種目 | 制度の内容  |
|------|--|
| 本給   | <p>職員が現に受けている号給を受けるに至ったときから、12月以上の期間を良好な成績で勤務した場合においては、その職員の現に受けている号給より1号上位の号給に昇給させることができるとしております。</p> <p>勤務成績が特に優秀で、理事長がその必要があると認めた職員については、の期間を短縮し、若しくはその職員が現に受けている号給より2号以上上位の号給に昇給させ、又はそのいずれかもあわせて行うことができるとしております。</p> |

##### ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

当機構は平成17年10月1日に設立され、平成17年度中には給与制度の改正を行っておりません。

### 2 職員給与の支給状況

注：当機構は平成17年10月1日に設立された法人であるため、当機構の給与規程等に基づいて平成17年度の年間換算額を推計しました。

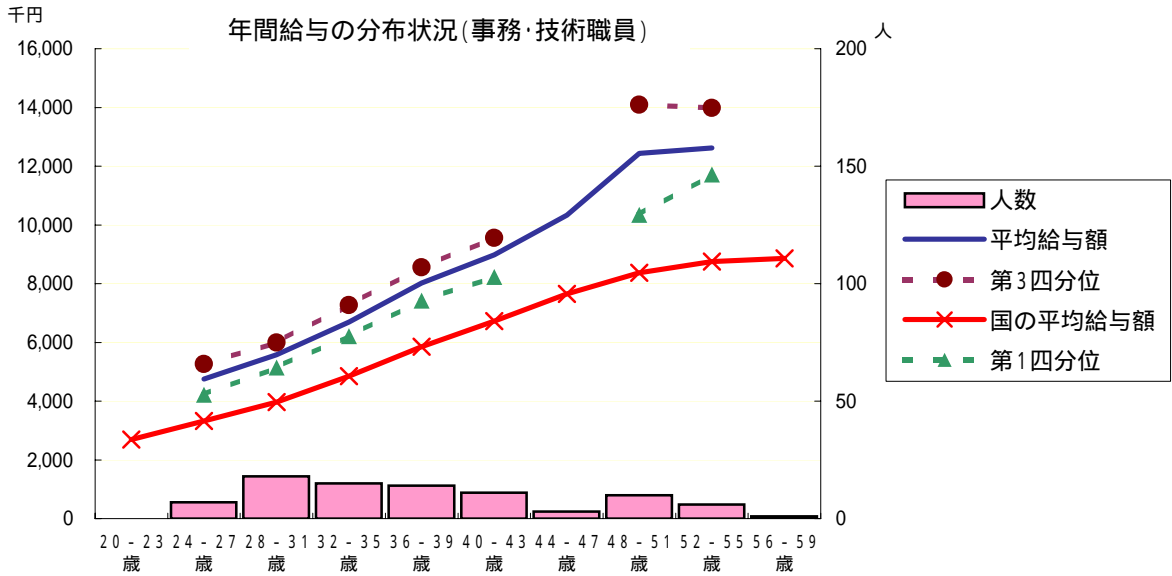
#### 職種別支給状況

| 区分    | 人員  | 平均年齢  | 平成17年度の年間給与額(平均) |             |           |             |
|-------|-----|-------|------------------|-------------|-----------|-------------|
|       |     |       | 総額               | うち所定内       | うち通勤手当    | うち賞与        |
| 常勤職員  | 85人 | 38.3歳 | 千円<br>8,332      | 千円<br>6,074 | 千円<br>210 | 千円<br>2,258 |
| 事務・技術 | 85人 | 38.3歳 | 千円<br>8,332      | 千円<br>6,074 | 千円<br>210 | 千円<br>2,258 |

注：常勤職員中、研究職種、医療職種及び教育職種については、該当者がいないため省略しました。

注：在外職員、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員についても、該当者がいないため省略しました。

年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注：年齢56～59歳の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから平均給与額については表示していません。  
 注：年齢44～47歳の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから第1・第3分位の額については表示していません。

注：の年間給与額から通勤手当を除いた状況となっております。以下、まで同じ。

(事務・技術職員)

| 分布状況を示すグループ      | 人員  | 平均年齢  | 四分位      |          |
|------------------|-----|-------|----------|----------|
|                  |     |       | 第1分位     | 第3分位     |
| 代表的な職位<br>(本社課長) | 9人  | 48.2歳 | 11,438千円 | 11,717千円 |
| (本社係員)           | 24人 | 29.3歳 | 4,922千円  | 5,799千円  |

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員)

| 区分             | 計   | 1等級           | 2等級            | 3等級            | 4等級            | 5等級            | 6等級            | 7等級             |
|----------------|-----|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|
| 標準的な職位         |     | 係員            | 係員             | 係長             | 係長             | 課長代理           | 課長             | 部長              |
| 人員(割合)         | 85人 | 3人<br>(3.5%)  | 12人<br>(14.1%) | 20人<br>(23.5%) | 12人<br>(14.1%) | 20人<br>(23.5%) | 9人<br>(10.6%)  | 9人<br>(10.6%)   |
| 年齢(最高～最低)      |     | 28～25歳        | 33～26歳         | 38～28歳         | 39～32歳         | 51～37歳         | 52～41歳         | 58～48歳          |
| 所定内給与年額(最高～最低) |     | 3,088～2,796千円 | 4,187～3,244千円  | 5,733～3,712千円  | 5,781～4,650千円  | 7,571～5,535千円  | 8,707～6,958千円  | 10,556～8,686千円  |
| 年間給与額(最高～最低)   |     | 4,221～3,821千円 | 5,799～4,492千円  | 7,744～5,141千円  | 8,100～6,525千円  | 10,347～7,692千円 | 11,908～9,558千円 | 14,714～12,215千円 |

賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

| 区分       |                     | 夏季(6月) | 冬季(12月) | 計   |
|----------|---------------------|--------|---------|-----|
| 管理<br>職員 | 一律支給分(期末相当)         | - %    | 100 %   | - % |
|          | 査定支給分(勤勉相当)<br>(平均) | - %    | 0 %     | - % |
|          | 最高～最低               | - %    | 0 %     | - % |
| 一般<br>職員 | 一律支給分(期末相当)         | - %    | 100 %   | - % |
|          | 査定支給分(勤勉相当)<br>(平均) | - %    | 0 %     | - % |
|          | 最高～最低               | - %    | 0 %     | - % |

注:当機構は平成17年10月1日に設立された法人であり、年末特別手当のみを記載しております。

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

140.5

対他法人(事務・技術職員)

129.6

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

## 給与水準の比較指標について参考となる事項

### 1 給与水準の決定の考え方について

当機構は、道路関係四公団民営化関係4法に基づき、6つの高速道路会社(以下「会社」という。)とともに、平成17年10月1日に設立されました。

当機構は、高速道路に係る道路資産の保有・貸し付け、債務の返済、道路管理権限の代行などを行う組織ですが、道路関係四公団の民営化から45年以内に、会社が支払う貸付料により公団から承継した債務と会社から新たに引き受ける債務を完済することとされており、その時点で機構は解散することとされています。

このように当機構は時限的組織であり、その業務の大部分が旧四公団の業務を引き継いでいるものであることからプロパー職員を採用せず、適切な業務遂行のため会社等から即戦力となる出向者を受け入れ、当機構の職員としております。

ここで、個々の職員の給与水準につきましては、基本的に出向元と同様の水準に設定しており、さらに、当機構は6つの高速道路会社が建設・管理する全ての高速道路を対象として、保有・貸し付け、債務返済、道路管理権限の代行などに関する統括的業務を東京・大阪の2箇所の事務所において少数精鋭の組織体制(職員数85名)で遂行していることから、以下のとおりラスパイレス指数が高くなっております。

### 2 ラスパイレス指数が高くなる要因

#### (1) 勤務地による差異

国や高速道路会社においては勤務地が全国にわたっておりますが、当機構職員の勤務地は特別都市手当(国の調整手当に相当)の高い東京、大阪のみとなっております。

【参考】 国の調整手当10%以上の支給地(大阪、横浜等)に勤務する者の占める割合

機構：100% 国：39%

うち調整手当12%の支給地(東京都区部)に勤務する者の占める割合

機構：81% 国：22%

#### (2) 職員の学歴構成による差異

当機構は少数精鋭で統括的業務を遂行しているため、大卒者以上の割合が高くなっております。

【参考】 大卒以上の者の占める割合

機構：79% 国(行一)：46%

これら勤務地や学歴の構成に基づく給与水準の違いを補正したラスパイレス指数は125.1となり、補正前と比較して15.4低下します。

さらに、以下のとおりラスパイレス指数が上げられる要因があります。

#### (3) 役職者(役職手当支給対象者)の割合による差異

当機構は少数精鋭で統括的業務を遂行しているため、役職者(役職手当[国の特別調整手当に相当]支給対象者)の割合が高くなっております。

【参考】 役職手当[国は特別調整手当]の支給対象者(8%以上)の割合

機構：45% 国(行一)：21%

うち20%以上の者の割合

機構：21% 国(行一)：3%

#### (4) 高度な専門性、高い能力を有する職員が多いこと

当機構は少数精鋭で統括的業務を遂行しているため、高度な専門性、高い能力、豊富なノウハウを有する職員が多くなっております。

#### (5) 出向元である高速道路会社の給与水準が高いこと

当機構職員の出向元である高速道路会社の給与水準が国に比べて高くなっております。

【参考】 高速道路会社のラスパイレス指数(地域補正・学歴補正を加味したもの)

東日本 114.2 中日本 115.3 西日本 115.1

首都 111.0 阪神 109.5 本四 112.0

[第2回高速道路会社・機構・国土交通省連絡協議会(H18.1.31)資料より]

## 総人件費について

| 区 分                       | 当年度<br>(平成17年度) | 前年度<br>(平成16年度) | 比較増 減             | 中期目標期間開始時(平成17年度)からの増 減 |
|---------------------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------------|
| 給与、報酬等支給総額<br>(A)         | 千円<br>468,132   | 千円<br>-         | 千円 (%)<br>- ( - ) | 千円 (%)<br>- ( - )       |
| 退職手当支給額<br>(B)            | 千円<br>0         | 千円<br>-         | 千円 (%)<br>- ( - ) | 千円 (%)<br>- ( - )       |
| 非常勤役職員等給与<br>(C)          | 千円<br>11,559    | 千円<br>-         | 千円 (%)<br>- ( - ) | 千円 (%)<br>- ( - )       |
| 福利厚生費<br>(D)              | 千円<br>55,466    | 千円<br>-         | 千円 (%)<br>- ( - ) | 千円 (%)<br>- ( - )       |
| 最広義人件費<br>(A + B + C + D) | 千円<br>535,157   | 千円<br>-         | 千円 (%)<br>- ( - ) | 千円 (%)<br>- ( - )       |

注:当機構は平成17年10月1日に設立された法人であり、設立以降の実績額を記載しております。  
また、前年度との差額及び増減率については、前身組織がないため記載しておりせん。

### 総人件費について参考となる事項

行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況

#### 中期目標

人件費については、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこととしております。

#### 中期計画

##### 人件費に関する指標

「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間において、退職手当等を除く人件費について5%以上の削減を行うこととし、現中期目標期間においては、概ね4%を削減することとしております。

##### 給与体系の見直し

本給表の見直し等、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めることとしております。

#### 人件費削減の取組の進捗状況

##### (人件費削減)

a 基準年度の「給与、報酬等支給総額」 468,132千円

## 法人が必要と認める事項

特になし